

小・中学校向け
主権者教育
指導資料

「主権者として 求められる力」 を子供たちに育むために



文部科学省

はじめに

平成 18 年に改正された教育基本法では、第 1 条に（教育の目的）として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。

また、同法第 14 条（政治教育）では、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」こと及び「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」ことが定められています。

こうした教育基本法の規定に基づき、教育においては、これからの社会を担う子供たちに、主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力の育成に向けて、政治的教養に関する教育の充実を含めた取組を推進することが一層重要となっています。

平成 27 年 6 月の公職選挙法の改正により選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、生徒は高等学校在籍中に選挙権を行使できるようになりました。さらに、平成 30 年 6 月の民法改正により、令和 4 年度から民法に規定する成年年齢が満 18 歳へと引き下げられることで、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになるなど、高校生にとって政治や社会は一層身近なものになるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。このような社会の変化に伴い、学校において主権者として求められる力を育成する教育（以下、主権者教育）を推進していくためには、平成 29 年及び 30 年に公示された学習指導要領の下、小学校・中学校の段階から、子供たちに主権者として必要な資質・能力を身に付けていくことが、これまで以上に重要となります。

今般の学習指導要領は、2030 年頃の社会を見据えたものとなっています。人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である一方で、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくかという目的を自ら考えだしたり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解や最適解を見いだしたりすることができるという強みをもっています。学習指導要領では、そうした強みを教育課程全体で発揮できるようにしていくことを求めています。

同様に、主権者教育で扱う社会的な課題や政治的な課題に唯一絶対の正解があるわけではありません。したがって、主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となります。このように主権者教育の目指すところは、今般の学習指導要領が見据えた 2030 年頃の未来社会を生きる児童生徒に必要な資質・能力の育成とも重なるといえるでしょう。

このため、小・中学校において主権者教育を推進する際の参考資料として、指導者用に本書をまとめました。

各学校において、本資料を積極的に活用し、小・中学校の児童生徒の発達の段階に応じ、主権者としての意識の涵養につながる取組を各教科等の特質に応じて推進していくための指導の充実方策を講じ、主権者教育の充実に向けた取組を着実に展開してくださることを期待します。